

## 令和4事業年度 医療機関等情報化補助業務事業計画（変更後）

令和4事業年度における医療機関等情報化補助業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法」という。）第24条第1項第1号及び第3号の規定に基づき、補助金等の支出を行うものである。

2. 法第24条第1項第1号及び第3号の規定による補助金等として、医療情報化支援基金から資金を取崩し、

補助金等

92,469,620 千円

（オンライン資格確認導入：87,776,873 千円）

（電子カルテ標準化：271,231 千円）

（電子処方箋導入：4,421,516 千円）

を支出することを予定している。

注 下線部は変更箇所である。

## 令和4事業年度 支払基金連結情報提供業務事業計画（変更後）

令和4事業年度における支払基金連結情報提供業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」(以下「法」という。) 第24条第1項第2号の規定に基づき、連結情報照会者に対し、厚生労働省令で定める情報の提供を行うものである。
2. 法第12条第3項の規定に基づき、連結情報照会者から納付される手数料として、

手数料	53,659千円
-----	----------

を受け入れることを予定している。
3. 法第39条の規定に基づき、政府から支払基金に交付される補助金として、

補助金	27,563千円
-----	----------

を受け入れることを予定している。
4. 国保中央会との調整金として、

共同運営調整金	10,035千円
---------	----------

を受け入れることを予定している。
5. 前2から4の手数料等により、法第24条第1項第2号及び第3号（第2号に係る部分に限る。）の規定に関する必要な経費として、

事務取扱費	69,608千円
-------	----------

を支出することを予定している。

注 下線部は変更箇所である。

## 令和4事業年度 支払基金電子処方箋管理業務事業計画（新規）

令和4事業年度における支払基金電子処方箋管理業務の事業計画は、次のとおりとする。

1. 「地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律」（以下「法」という。）第24条第2項各号の規定に基づき、医療機関から電子処方箋の提供を受け、調剤を実施する薬局に提供すること、患者が処方又は調剤された薬剤に関する情報を医師・歯科医師・薬剤師に提供すること等を行うものである。
2. 令和4年度（令和3年度からの繰越分）社会保障・税番号制度システム整備費補助金（電子処方箋管理システム構築事業）として  
補助金 282,519 千円  
を受け入れることを予定している。
3. 前2の補助金により、法第24条第2項の規定に関する必要な経費として  
管理諸費等 282,519 千円  
を支出することを予定している。